

「大崎事件」第3次再審請求特別抗告審再審請求棄却決定に対する会長声明

最高裁判所第一小法廷（小池裕裁判長）は、2019年（令和元年）6月25日、いわゆる大崎事件第3次再審請求事件（請求人原ロアヤ子氏等）の特別抗告審の決定において、鹿児島地方裁判所の再審開始決定及び福岡高等裁判所宮崎支部の即時抗告棄却決定（再審開始維持）をいずれも取り消し、再審請求を棄却した（以下「本決定」という。）。

大崎事件とは、1979年に上記請求人原ロアヤ子氏及びその親族らが共謀して被害者を殺害し、死体を遺棄したとの嫌疑により起訴された事件である。請求人原ロアヤ子氏は、逮捕以来一貫して無罪を主張したが、犯行を裏付ける客観証拠がないまま、共犯者とされた親族らの供述を主な証拠として、同氏に対して懲役10年の有罪判決が言い渡され、判決は確定した。

その後、請求人らが提起した第1次再審請求事件において、鹿児島地方裁判所は、2002年3月26日、再審開始を決定した。しかし、これは検察官の即時抗告を受けた抗告審で取り消され、特別抗告審において取消しが確定した。

続く第2次再審請求事件においては、鹿児島地方裁判所が再審請求を棄却し、抗告審、特別抗告審でも棄却決定が維持された。

しかし、今般の第3次再審請求審では、鹿児島地方裁判所は二度目となる再審開始を決定した。これに対して検察官は即時抗告したが、福岡高等裁判所宮崎支部はこれを棄却して、再審開始を認めた。

ところが、これに対する検察官の特別抗告に対し、最高裁判所第一小法廷は、本決定において、検察官の特別抗告の趣意は抗告理由に当たらないとしながら、再審開始を認めた原決定及び原々決定を職権で取り消し、請求人らの再審請求を棄却したのである。

本決定は、再審請求事件に関する従前の判例から大きく後退し、再審の扉を一層重くする内容となっており、極めて遺憾である。

大崎事件ではこれまで延べ3回にもわたって再審開始を相当とする判断がなされている。すなわち、異なる3つの裁判体が再審開始を相当とする判断をしたのであるから、請求人らに対する有罪判決について相当な疑義が存在することは明らかであって、本件の特別抗告審では、とりわけ慎重な判断が求められていた。

そうであるにもかかわらず、本決定は、原々審及び原審が丁寧な事実認定を行ったうえで認めた再審開始の判断を書面審理のみで覆し、更には原審に差し戻すことすらせずに自ら再審請求を棄却するという前例のない決定を行った。本決定がこのような形で原決定を覆して再審請求を棄却したことは、裁判所の職責放棄と言っても過言ではなく、再審事件においても「無辜の救済」の理念や「疑わしい時は被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用される旨を明言した白鳥決定及び財田川決定を、骨抜きにするものと言わざるを得ない。

最高裁判所第一小法廷は、検察官の特別抗告の趣意が抗告理由に当たらないと判断したのであるから、検察官の特別抗告を棄却して再審開始決定を確定させたうえで、事実認定は再審公判を行う裁判所に委ねるべきであった。

当会としては、本決定を受け、原口アヤ子氏の再審無罪獲得に向けて可能な限りの支援をするとともに、「無辜の救済」の理念を実現できる再審制度の構築に向けて努力し、そのような活動を支援していく所存である。

2019年（令和元年）7月9日

宮崎県弁護士会

会長 黒木 昭

